

西隠寺様の本堂・書院が完成 (浜松市浜北区)

西隠寺様（臨済宗方広寺派・山上敏之住職）ではかねてより本堂・書院の新築工事を進めてまいりましたが、この度完成いたしました。本工事は昨年末には完成して引渡しも済んでおりましたが、その後外構工事や造園工事を行っていました。

以前の本堂は老朽化が激しく、材木に腐りが入っており耐震工事もできないような状態でした。また書院をはじめ他の建物も随分と傷んでいたのです、この機会に古いものは取り壊して本堂・書院・外トイレの新築工事が決定しました。

本堂の間口は七間二尺五寸・奥行六間で四三・五坪、書院と廊下は四九坪になります。

特徴としては

- ・ 本堂の脇間は椅子席を要望する檀家さんが多いため桧の板張りにしました。
- ・ 角度の緩いスロープを設け、大玄関内も段差をなくしたので、駐車



場や境内から本堂へ位牌堂へ書院と、足の不自由な方や車椅子の方が不自由なく移動できるようになっています。

- ・ 檀家の皆様が多用途に使用できるような空間や部屋作りをしました。
- ・ できるだけ無垢材を使い、長期的にみて補修費が少なく済む仕上げを施してあります。
- ・ 外トイレは広く多目的に使用でき、



段差のない玄関

ベビーチェアも設置されています。
・ 参道側から水汲み場と桶棚を確保し、軒庇を多く取っているため雨の時も安心してお墓参りができます。
お寺を訪れたすべての人が不自由なく公平に利用することができ、また障がい者、高齢者の方々が安全に円滑に利用できるようにしたいとの思いから、「すべての人によさしい使い勝手のよい本堂」をテーマに、計画段階から住職や建設委員の皆様と検討を重ねてきました。骨格には桧の七寸柱を軸に強固な構造になっており、安心して末永く使っていただけます。

鬼瓦開眼法要

光福寺様（浜松市・真宗高田派）

現在本堂の建築が進んでいる浜松市の光福寺様で鬼瓦の開眼法要が行われました。関係者が集まり建築中の本堂内に鬼瓦の仮組をして、ご住職の読経から始まり参列者のご焼香をして手を合わせました。その後並べた鬼瓦の前で記念撮影をし、めったに見ることが出来ない鬼瓦の大きさを体感されていました。

この鬼瓦は獅子口（ししぐち）という種類で、寺紋である葵の御紋を中央と経の巻きに入れてあります。この鬼瓦が屋根の上に上がり、これから光福寺様を災害や災難から守ってくれることでしょう。



春風の中で上棟式

竹林寺様（浜松市・曹洞宗）



左から弊社社長・本寺 龍泉寺様の桐畑御住職・竹林寺桐畑御住職・棟梁の小澤克郎

三月二十七日の日曜日に竹林寺様では本堂・位牌堂の上棟式が行なわれました。午後三時から本寺の龍泉寺・桐畑守道老導師による上棟式の法要が始まり、その後本堂棟梁の小澤・位牌堂棟梁の木村と大工の武田が工匠の儀を執り行いました。

また餅投げには檀家の方々や近隣の住民が大勢集まり、皆さん帰りには餅やお菓子を袋いっぱい詰めて笑顔で帰っていかれました。これから安全に配慮し工事を進めていきたいと思えます。

和様の須弥壇が完成

延命寺様（浜松市北区・曹洞宗）

浜松市北区三ヶ日町の延命寺様では本堂新築工事と合わせて、須弥壇とヒナ壇も依頼をいただき三月に納入させていただきました。自社製作により工事の段取りもスムーズに進み、新しい本堂に新しい須弥壇が組まりました。

新しい須弥壇は弊社で二十年位乾燥させた良質の無垢のケヤキ材を使用いたしました。巾は八尺七寸・高さ三尺三寸です。またヒナ壇も同じくケヤキ材で巾七尺一寸・高さ八寸三段です。漆仕上になつていきます。

この須弥壇も本堂と同じように末永く使用していただくことを嬉しく思います。



「固定資産税」

日本テンブルヴァン(株)井上拓郎

五月に入りますと、固定資産税の納税通知書が送られてくる時期かと思えます。固定資産税は、賦課期日(二月一日)に固定資産を所有している方に課される地方税です。納税義務所は、当該固定資産を所有する法人及び個人になります。具体的には、固定資産課税台帳に所有者として登録をされている方になります。ちなみに納税当事者(固定資産の所有者)は、この台帳を閲覧することが可能です。

納付時期は市区町村(東京二三区は東京都)によって異なりますが、天峰建設さんの所在する袋井市は、六月一日が一回目の納付期限です。年四回の納付期日があり、納付期限の一〇日前までに納税者に納税通知書を送付する事となっております。

ところで、宗教法人の境内地及び境内建物は非課税である事は、皆さんにとっては周知の事実だと思いますが、大阪府貝塚市で、五二年にわたり境内地に課税をしていたことが判りました。市は境内地の一部(約五〇〇〇m²)を、個人の宅地として課税していました。そして偶然、課税資料を見た職員が、間違いに気づい

たそうです。

本来であれば課税されない境内地に、五二年間、間違えたまま課税していたのです。当然、市側は間違いを認めて、過去二十年分(返還期間は二十年が最高、最高裁判決)の納税額に還付加算金を合わせた、五、二〇〇万円を返還すると発表しました。

そもそも宗教法人法第三条に規定する、境内地及び、境内建物は非課税ですが、あくまで**宗教法人が専らその本来の用に供する境内建物及び、境内地**に限られます。そして、新たに境内地及び境内建物として取得する場合には、それらの新規に取得した土地や建物を境内地及び境内建物として、都道府県知事に証明をしてもらう必要があります。またその証明書を添付して非課税申請を行わなければなりません。申請をおこなうと固定資産税の他、「登録免許税(登録時のみの税金)」「不動産取得税(取得時のみの税金)」が非課税になります。話は戻りますが、行政も絶対間違えない訳ではありません。皆さんのご寺院は大丈夫だとは思いますが、一度、固定資産課税台帳を閲覧されることをお勧め致します。

「納骨堂も課税？」

地方では過疎化や少子高齢化の影響によ

り人口が減少しています。反対に一極集中により、関東では人口が増加しております。そんな中で、地方のご寺院から「都内に納骨堂を作りたい」といった相談を受ける事があります。人口の多い東京ならば需要があると見込んでの事だと思えます。また限られたスペースで収骨できる納骨堂は、現代の建築事情からも、利に叶っているとも言えます。この納骨堂ですが、当然のこと宗教施設ですので、固定資産税は非課税申請によって非課税な筈ですが、東京の赤坂にあるご寺院で、今年の三月に固定資産税を納めるよう、東京都から求められました。この納骨堂は、二年前に金沢にある宗教法人が開いた施設ですが、機械式納骨堂によって、三、七〇〇基を収納できる規模だそうです。永代使用料は、一基一五〇万円、毎年の護持会費は、一八、〇〇〇円で永代にわたり供養するそうです。

この納骨堂の販売においては、「お仏壇のはせがわ」が委託を受けておこなっており、建物内で営業を認めています。課税された根拠としては、**宗教法人が専らその本来の用に供する境内建物及び、境内地**ではないと判断されたからではないでしょうか？

知って得する かぼちやの話

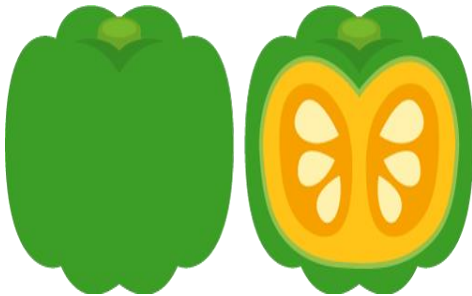
今回は豊臣秀吉が九州に行った時に食べ、その甘さに喜んだという話があるかぼちやのはなしです。かぼちやの原産地はアメリカ大陸で、メキシコの洞窟では紀元前七千年〜五千五百年前の地層から種が発見されています。日本に伝えられたのは十七世紀でカンボジアからきたのでかぼちやの名前がつかまりました。この時のかぼちやが日本かぼちやになります。

日本で栽培されているかぼちやには三種類あり、この日本かぼちやと江戸末期に日本に入ってきた西洋かぼちや、そしてペポかぼちやというものがあります。ペポかぼちやにはそうめんかぼちや・ズッキーニ・スキャロップなどがあります。日本かぼちやは粘質でねっとりとして醤油との相性がいいので日本料理に向いており、四〇年位前までは主流でしたが、食生活の洋風化とともに日本かぼちやは少なくなり、現在はほとんどが西洋かぼちや（別名栗かぼちや）になりました。西洋かぼちやは

甘みが強く、粉質でほくほくした味わいが特徴です。

緑黄色野菜でβカロチン（ビタミンA）・ビタミンC・ビタミンE等が含まれていますが、この中でもβカロチン（ビタミンA）が豊富に含まれています。ビタミンAは風邪・C型肝炎などの感染症やガンなどの免疫力低下によって発症する病気の抑制に効果的なように注目されています。βカロチンは粘膜などの細胞を強化して免疫力を高める働きがあります。免疫力が高まると外から侵入してくる有害な細菌やウイルスを撃退し抗がん作用も高まります。さらにβカロチンは身体を酸化から守る抗酸化作用もあります。

そしてかぼちやを切ると中には種がいっぱいあるのは皆さんよく知っていると思いますが、



この種を捨てずに手を加えるとおいしいおつまみになり、この種にも良質の脂肪が含まれています。かぼちやの種の処理の仕方をご紹介します。

- ①きれいに水洗いする。ワタがのこらないように。
 - ②キッチンペーパーでふきとる。
 - ③ザルなどにのせて一週間位乾燥させる。触ってみて表面の薄皮がパリパリ剥がれるくらい
 - ④縦にして片側をキッチンハサミで細く切り落とす。
 - ⑤切込みを入れた所をめぐり緑色の種の中をとりだす。
- 種の調理方法で一番かんたんなのはオリーブオイルで炒めて塩で味を調える。もうひとつはフライパンにチーズを薄く広げて焼き、チーズが溶けたらかぼちやの種を乗せる。チーズが少し焦げたら取り出し冷ませばかぼちやの種のチーズせんべいの出来上がりです。他にも焼き菓子のトッピングにも使えます。